

○ 鈴鹿工業高等専門学校総務企画委員会規則

令和7年10月1日
規則 第128号

鈴鹿工業高等専門学校総務企画委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の総務企画委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来構想並びに中期目標・中期計画・年度計画の基本方針の検討及び計画実施に関すること
- (2) 組織・運営の基本方針及びその管理に関すること
- (3) 外部評価の運用及び総括に関すること
- (4) 情報公開に関すること
- (5) 法人文書の管理に関すること
- (6) 予算配分の基本方針の策定等に関すること
- (7) スタッフ・ディベロプメント（SD）の計画立案及び実施に関すること
- (8) その他、校長が指定した事項及び他の委員会の所掌に属さない事項に関すること

(委員会組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 専攻科長
- (3) 学科長及び教養教育科長
- (4) 事務部長
- (5) 課長及び課長補佐
- (6) 総務企画係長
- (7) その他第1号及び第4号の者が必要と認めたる者

2 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、前条第1項第4号に掲げる者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部会等)

第5条 委員会の下に、第2条第1項各号に掲げた事項について、特定の事項を調査・検討するため、部会等を設置することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。